

# 相 続

すげの  
菅野行政書士事務所  
行政書士 菅野清弘

## 相続についての説明事項

### 1 説明事項

#### ① 相続の基本原則

##### イ 相続開始の原因（いつ発生するか）

相続の開始要件：被相続人の死亡（民882）

##### ロ 相続人（誰が相続するか）

民法の定める相続人の種類は「血族」と「配偶者」の2種類（民887,889,890）

##### 第1壘型 血族

血族には順位がついている

第1順位 被相続人の子またはその代襲者

第2順位 直系尊属

第3順位 兄弟姉妹またはその代襲者

##### 第2壘型 配偶者

配偶者は常に血族の相続人と同順位で相続者となる

※内縁者に相続権は認められない。

##### ハ 相続財産

a 被相続人の財産に属した一切の権利義務は、例外を除き、すべて相続人が承継

b 一身に存続したものは継承されない（著作権、生活保護受給権等）

c 祭祀財産は祖先の祭祀を主催すべきものが継承する

d 死亡退職金は受給権者が自己固有の権利として取得する

e 遺族年金も死亡退職金と同様、相続財産に属さない

f 生命保険金

受取人が被相続人の場合は相続財産となる

受取人が相続人中の特定の者である場合は相続財産とならない

##### ニ 相続分

被相続人は遺言により相続分を指定できる（民902）

この指定がないときに民法の定める相続分（法定相続）が適用される

法定相続分は一応の割合である

生前贈与、遺言による贈与（遺贈）、相続人の財産形成に対する寄与などを

考慮し、具体的な相続分を算出してそれをもとに遺産分割

#### ② 相続の選択

##### イ 相続選択の自由

単純承認 一身存続的な権利を除き一切の権利義務を包括的に継承する（民896）

限定承認 相続財産の範囲内で債務を弁済し、あまりがあれば相続する

相続放棄 相続放棄をした者は初めから相続人ならなかったものとみなされる

##### ロ 熟慮期間

自己のために相続の開始があったことを知ったときから起算して3か月（民915）

### ③ 遺産分割

#### イ 遺産分割の基準

- ・ 遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行う（民906）
- ・ 共同相続人は分割禁止の遺言（民908）のない限り、いつでも協議で遺産の分割ができること（民907）
- ・ 協議不調の時は家庭裁判所に対し分割を請求することができる（民907）

#### ロ 分割の方法

現物分割	現物をそのまま配分する。土地であれば分筆するなどにより分割
換価分割	個々の財産を売却し、代金を配分する方法
代償分割	現物を特定の者が取得し、取得者は他の相続人にその具体的相続分に 応じた金銭を支払う方法 ※現物を取得した者の支払い能力リスクがある
共有	共同相続人が、それぞれ共同所有の割合としての持ち分を有して 一つの物を所有する

#### ハ 遺産分割自由の原則 ※

「法律行為自由の原則」に基づき、遺産分割の当事者全員の合意があれば、法定相続分や指定相続分に合致しない分割、被相続人の指定する遺産分割方法に反する分割も有効遺産分割協議は法律や遺言者の意思より優先する。

死者の意思は生者の意思を拘束できない。

※ 法律行為については、原則として当事者の意図した通りの効果が認められるという原則

#### ニ 遺産分割の時期

遺産分割請求権は共有分割請求権と同じで消滅時効にかからない。

相続人は遺産分割の禁止がない限り、いつでも分割を請求できる（民907）

#### ホ 特別受益

相続人中に、被相続人から遺贈など贈与を受けた者があるときはそれを考慮する

#### ヘ 寄与分

相続人中に被相続人の事業に関する労務の提供は又は財産の給付、被相続人の療養看護などの方法により被相続人の維持または増加に特別の寄与をした者があるときは、協議により寄与分を定める。協議が整わないとき、協議ができないときは寄与した者の請求により、家庭裁判所が寄与分を定める（民904）

# 相続財産として引き継ぐもの・引き継がないもの

## 引き継ぐもの

### プラスの財産

土地及び土地に関する権利	宅地、農地、山林、原野、牧場、雑種地、借地権、地上権 貸借権、温泉権など
家屋及び家屋に関する権利	家屋、庭園設備、倉庫、駐車場、借家権など
金融資産	現金、預貯金、株式、公社債、投資信託など
動産	家財道具、貴金属、書画骨董品、自動車など
無体財産権	特許権、著作権、商標権、電話加入権など
事業用・農業用の財産	機械、商品、原材料、農産物、牛馬、売掛金など
その他	ゴルフ会員権、生命保険契約に関する権利、未収配当金、 貸付金、未収金（地代、家賃など）、損害賠償請求権など

### マイナスの財産

借金	借入金、住宅ローン
保証債務	保証人や連帯保証人としての地位
公租公課	滞納している所得税、固定資産税など
その他	クレジットカードの未決済分、治療・入院などの医療費
	未払分、買掛金、損害賠償などの債務など

## 引き継がないもの

弁護士、行政書士などの士業資格	不要請求権、生活保護受給権
運転免許、医療免許	親権者の地位、雇用契約上の地位

## 相続財産とならないもの

祭祀財産（お墓など）、死亡退職金、生命保険（受取人が被相続人でないもの） 遺族年金、形見分けの品
---

## よくある質問

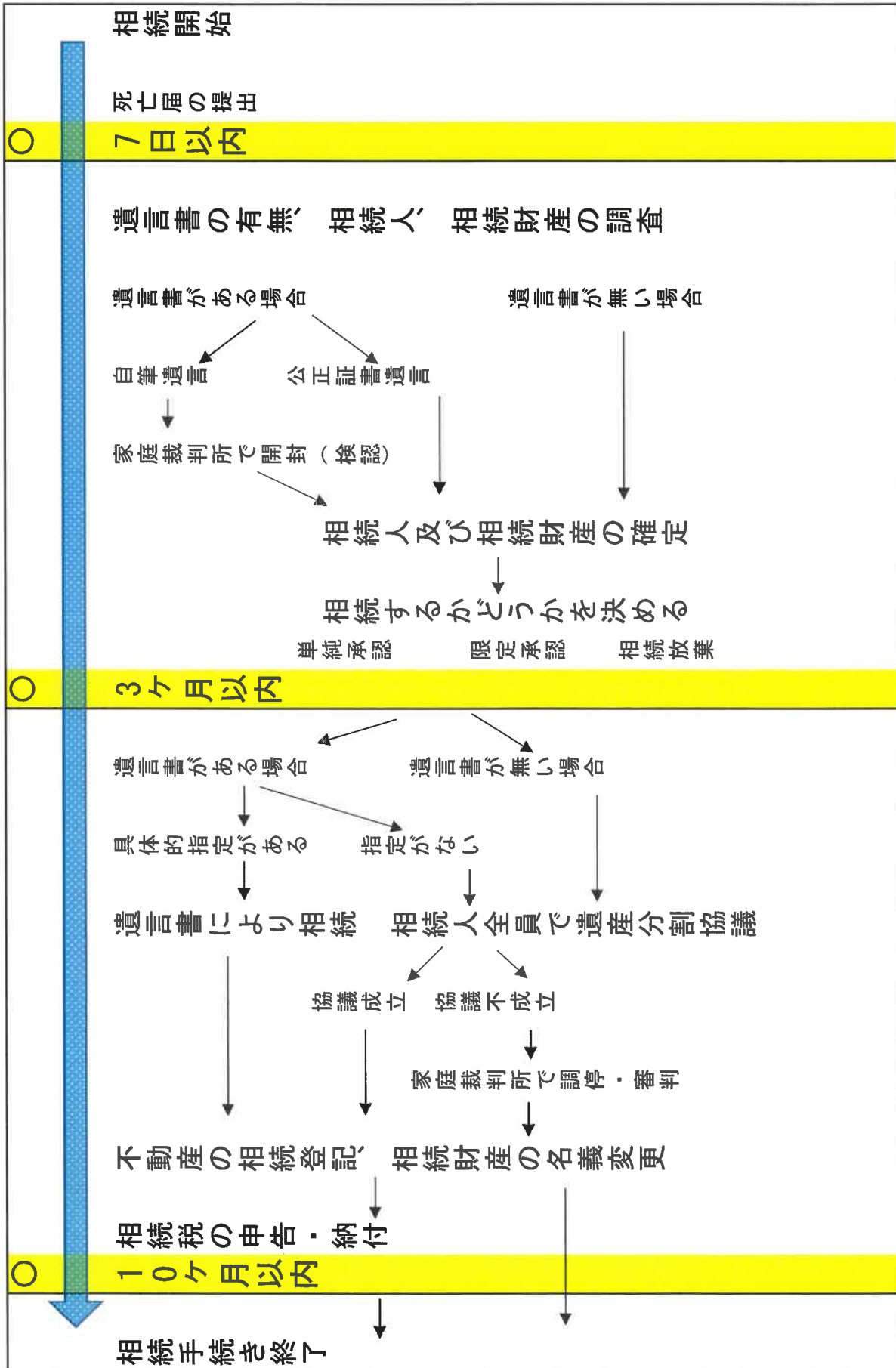
死亡したことにより誰も住まなくなった住居の管理費及び撤去費用

→家屋を相続した人が費用負担することになります。

相続に係る登記費用は誰が負担することになりますか

→土地、家屋など登記が必要なものを相続した人が負担することになります。

# 相続開始から手続き終了までのスケジュール



## 空き家問題

### 空き家問題の原因

#### 空き家問題とは

「住み手や使い手のいない空き家が徐々に増えてきている」という問題

平成 25 年のものですが、全国の空き家の数はおよそ 820 万戸で、空き家率は 13.5%つまり 7~8 軒に 1 軒は空き家だということになります。

#### 空き家が増え始めた主な原因

- ①需要と供給のバランス・・・人口減少により需要が少なくなった。
- ②使われなくなったものが無くならない・・・取り壊すと税金が高くなる
- ③中古住宅の人氣がない(新築信仰)・・・新築希望者が多い

#### 空き家問題が及ぼす影響

- ①犯罪の温床になる可能性・・・放火など犯罪のリスク
- ②衛生面等への悪影響・・・野良犬や野良猫が住みついたり、虫が発生

#### 空き家問題の対策

##### 空き家対策特別措置法

- ①各自治体の調査権限・・・特に対策が必要な空き家は「特定空き家等」と認定
- ②特定空き家等の措置・・・解体の通告や強制対処、固定資産税の特例対象からの除外といった措置
- ③固定資産税の特例対象からの除外・・・最大で 4.2 倍もの固定資産税

## 相続財産管理人

### 相続財産管理人の役割

- ① 相続財産の調査・管理
- ②債権者等への支払い
- ③特別縁故者への財産分与
- ④残余財産の国庫帰属の手続き

必ず相続財産管理人が選任されるわけではない

相続財産を管理する人がいなくても誰も困らない場合には、選任されない。

#### 相続財産管理人が選任されるケース

- ①被相続人が借金を残している場合
- ②特別縁故者がいる場合

特別縁故者とは、法定相続人ではないけれど、被相続人と特別な関係にあった人です。

- ② 相続放棄した相続人が相続財産を管理している場合

相続人全員が相続放棄をしても次の相続人が決まるまで管理義務があります。

#### 相続財産管理人選任には費用がかかる

相続財産管理人の選任申し立てには、手続き費用のほかに、予納金として裁判所に 20~100 万円程度を納めなければなりません。

受付印	<b>相 続 放 棄 申 述 書</b>				
<table border="1"> <tr> <td>収入印紙</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> </tr> </table>	収入印紙	円	予納郵便切手	円	(この欄に収入印紙800円分を貼ってください。)
収入印紙	円				
予納郵便切手	円				
	(貼った印紙に押印しないでください。)				

準口頭	関連事件番号 平成 年(家 ) 第 号
-----	---------------------

家庭裁判所 御中	申 述 人 (未成年者など の場合は法定 代理人 の記名押印)	印
平成 年 月 日		

添付書類	(同じ書類は1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)
<input type="checkbox"/>	戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 合計 通
<input type="checkbox"/>	被相続人の住民票除票又は戸籍附票
<input type="checkbox"/>	

申 述 人	本籍 (国籍)	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 ( ) ( 方)
	フリガナ 氏 名	大正 年月日生 職 業 昭和 平成 ( 歳)
	被相続人 との関係	* 1 子 2 孫 3 配偶者 4 直系尊属(父母・祖父母) 被相続人の..... 5 兄弟姉妹 6 おいめい 7 その他( )
法定代理人等	* 1 親権者	〒 - 電話 ( ) 住 所 ( 方)
	2 後見人	
	3	フリガナ フリガナ 氏 名 氏 名
被 相 続 人	本籍 (国籍)	都 道 府 県
	最後の 住 所	死亡当時 の 職 業
	フリガナ 氏 名	平成 年 月 日死亡

(注) 太枠の中だけ記入してください。\*の部分には、当てはまる番号を○で囲み、被相続人との関係欄の7、法定代理人等欄の3を選んだ場合には、具体的に記入してください。





記入例1 申述人が成人の場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

受付印	<b>相 続 放 棄 申 述 書</b>
収入印紙 円	(この欄に収入印紙800円分を貼ってください。)
子納郵便切手 円	印 紙
	(貼った印紙に押印しないでください。)

準口頭	関連事件番号 平成 年(家)第 号
-----	-------------------

<input type="radio"/> 家庭裁判所 御中 平成 年 月 日	申 述 人 〔未成年者など の場合は法定 代理人 の記名押印〕	甲野 一郎
---	---	-------

添付書類	(同じ書類は1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 合計 2 通	
<input checked="" type="checkbox"/> 被相続人の住民票除票又は戸籍附票	
<input type="checkbox"/>	

申 述 人	本 籍 (国籍)	都 道 府 市 町 村 番 地
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇
	フリガナ氏名	カノ 一郎 大正 〇年〇月〇日生 職業 会社員 甲野 一郎 ( 〇〇 歳)
	被相続人との関係	※ ① 子 2 孫 3 配偶者 4 直系尊属(父母・祖父母) 被相続人の..... 5 兄弟姉妹 6 おいめい 7 その他( )

法定代理人等	※ 1 親権者	住 所 電話 ( )
	2 後見人	( 方)
	3	フリガナ氏名 フリガナ氏名

被 相 続 人	本 籍 (国籍)	都 道 府 市 町 村 番 地
	最後の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 死亡当時の職業 無職
	フリガナ氏名	カノ 乙太郎 平成 〇年〇月〇日死亡

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

亡くなった人のことについて記入してください。

平日の日中に連絡のつく番号を記入してください(携帯電話でも構いません)。

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分、当てはまる番号を○で囲み、被相続人との関係欄の7、法定代理人等欄の3を選んだ場合には、具体的に記入してください。

申 述 の 趣 旨
相 続 の 放 棄 を す る 。

申 述 の 理 由																					
※ 相続の開始を知った日……平成 ○年 ○月 ○日																					
① 被相続人死亡の当日	3 先順位者の相続放棄を知った日																				
2 死亡の通知を受けた日	4 その他 ( )																				
放 棄 の 理 由	相 続 財 産 の 概 略																				
※ 1 被相続人から生前に贈与を受けている 2 生活が安定している。 3 遺産が少ない。 4 遺産を分散させたくない。 ⑤ 債務超過のため。 6 その他 [ ]	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; font-weight: bold;">資</td> <td style="width: 35%;">農地……約 _____ 平方メートル</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">現金</td> <td style="width: 50%;">預貯金……約 _____ 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山林……約 _____ 平方メートル</td> <td style="text-align: center;">有価証券</td> <td>……約 <u>100</u> 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宅地……約 _____ 平方メートル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-weight: bold;">産</td> <td>建物……約 <u>20</u> 平方メートル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>負債……約 _____</td> <td></td> <td>約 <u>1,000</u> 万円</td> </tr> </table>	資	農地……約 _____ 平方メートル	現金	預貯金……約 _____ 万円		山林……約 _____ 平方メートル	有価証券	……約 <u>100</u> 万円		宅地……約 _____ 平方メートル			産	建物……約 <u>20</u> 平方メートル				負債……約 _____		約 <u>1,000</u> 万円
資	農地……約 _____ 平方メートル	現金	預貯金……約 _____ 万円																		
	山林……約 _____ 平方メートル	有価証券	……約 <u>100</u> 万円																		
	宅地……約 _____ 平方メートル																				
産	建物……約 <u>20</u> 平方メートル																				
	負債……約 _____		約 <u>1,000</u> 万円																		

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申述の理由欄の4、放棄の理由欄の6を選んだ場合には、( )内に具体的に記入してください。

亡くなった人が残した財産（負債を含む）について記入してください。

1～5に該当しないときはここに記入してください。



印 印 印 印 印

## 遺産分割協議書

(最後の本籍又は住所) ○○市○町1番46号  
(亡くなった人) 法務太郎  
(亡くなった日) 平成 28年9月12日  
(共同相続人氏名) 法務花子, 法務一郎, 法務二郎, 法務愛子, 法務京子

上記の者が死亡して開始した相続について、本日、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 相続財産中、次の財産は **法務一郎** が取得する。
  - 市○町1番1の土地 宅地 150.27 平方メートル
  - 市○町1番地1 家屋番号1番1 の建物  
居宅 木造亜鉛メッキ銅板葺2階建  
1階 120.54平方メートル  
2階 38.62平方メートル
- 相続財産中、次の財産は **法務花子** が取得する。  
**上記1以外の不動産, 現金, 預貯金, 有価証券その他全ての相続財産 (債権・債務を含む)**

<その他の例> ~単独で相続する場合~

**1 不動産, 現金, 預貯金, 有価証券その他全ての相続財産(債権・債務を含む)の全部を長男の 法務一郎 が単独で取得又は負担する。**

上記協議を証するため、本協議書を**5**通作成して、それぞれに署名・押印し各自1通を保有するものとする。

平成**28**年**12**月**12**日

住所 ○○市○町1番46号

氏名 法務花子 印

住所 ○○市○町1番46号

氏名 法務一郎 印

住所 ○○市○町5番14号

氏名 法務二郎 印

(以下2名同様に記載)

原則、連署(自署)により作成

全て実印

※印鑑証明書添付 (ただし、取得する人は省略可)

※やむを得ず連署できない場合には、同一内容の遺産分割協議書を相続人の数だけ用意し、格別に自己の署名押印をし、相続人全部のものを提出することも可能です。

## 必要な書類

### 亡くなられた方の

出生から死亡までの戸籍	※
土地名寄帳（固定資産評価証明書）	※

### 相続権利のある方の

戸籍抄本	1通	※
印鑑証明書	1通	

### 相続される方の

戸籍抄本	1通	※
印鑑証明書	1通	
住民票	1通	※

※については、当方で取得可能です。

### ※遺産分割協議書での注意点

住所を記入するときには印鑑証明書と同じく記載してください。

とくに番地の書き方

例 1丁目17番地2 ○

・・・印鑑証明書と同じく記載してください。

1-17-2 ×

ご不明な点は

菅野行政書士事務所 0243-24-9898まで

ご連絡ください。

菅野行政書士事務所 行政書士 菅野清弘



相続・遺言・農地転用  
契約書作成・内容証明

お電話  
ください。

**0243-24-9898**

Mail info@sugeno.com  
Fax 0243-24-9899

<http://sugeno.com>

**取扱業務**

- 相続、遺言、遺産分割 ■法人設立、定款作成 ■農地、土地利用
- 営業許可（碎石業、民泊） ■建設業全般 ■権利義務、事実証明
- 内容証明 ■成年後見 ■外国人（在留資格、帰化） ■交通事故

二本松市太田字深田 221 番地

**業務実績**

相続・遺産分割協議書作成関係業務 遺言書作成、遺言執行者

内容証明作成（債権回収・消費者保護・商取引） 自動車登録（相続・名義変更・車庫証明）

特殊車両通行許可申請、契約書作成・契約書チェック 会社役員変更、決算報告

農地転用申請（3条・4条・5条）、農振除外申請 創業融資事業計画書作成 他

**国際結婚をお手伝いします。**

当事務所ではフィリピン、インドにビジネスパートナーがいます。

今後も積極的に海外にビジネスパートナーを増やしていきます。

事務所の近所にも言葉、文化の違いなど不安を乗り越えて国際結婚された方が住んでいます。

当事務所では外国語通訳、翻訳も可能ですので気軽にご相談ください。

